

非営利法人（仮称）制度の創設に関する検討課題（財団関係その5）

第1 総論（財団関係）

1 公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する意義、理念

公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する意義、理念については、次の指摘を踏まえ、どう考えるか。

- (1) 公益性の有無に関わらず、一定の設立者意思に従った活動が制度的に尊重されるタイプの法人制度を設けること自体に意味があり、かつ、このことは設立者の財産処分の自由の一環として位置づけられるのではないか。

※1 例えば、特定の範囲の人々に対して奨学金を給付することを目的とする財団形態の法人にも社会的な意義があると考えられるのではないか。

※2 設立者意思を公益目的に限定しない場合、当該設立者意思を他の法理念によって吟味する必要があるのではないか（後記3「目的の制限の要否」において検討）。

- (2) 人々の結合体ではなく、一定の目的のために提供された財産に法人格を与えることに意味があり、かつ、このことは上記の目的に公益性が認められる場合に限定されないと考えられるのではないか。

※ 財産を主体とした事業を行う場合、例えば、美術館の管理、運営や同窓会のために用いる財産の管理を目的とする場合が考えられるのではないか。

- (3) 法人格の付与と公益性の判断を分離するという基本的な枠組みを前提とすると、財団形態の法人についても、公益性の有無に関わらず、法人格を付与する制度の創設が必要となるのではないか。

※ 公益性の概念が絞られるということになった場合、その受け皿として公益性を要件としない財団法人制度が必要となるのではないか。

2 「非営利」の意味

財団形態の法人においては、社員が存在しないため、「剰余金を社員に分配することを目的とするか否か」という意味での「営利」、「非営利」の区別はあり得ないと考えて良いか。

※ これに対し、「非営利」の意味として、例えば、対外的活動によって得た利益を設立者（財産の出捐者）や役員に帰属させてはならないとすることによって、社団の場合とは

異なる意味を持たせることの可否について、どう考えるか。

3 目的の制限の要否

公益性の有無に関わらない財団形態の法人制度を創設することとした場合、「公益性」以外の事由によって当該法人の目的を制限することの要否について、どう考えるか。例えば、次の2つの考え方のうち、いずれの考え方によるべきか。

A案 公序良俗に反する目的を除き、法律上の制限は設けないこととする。

B案 一定の制限（例えば、「もっぱら私益を図る目的」を排除）をすることとする。

※1 A案については、次の指摘がある。

- ① 家産（相続財産）を親から特定の子や孫等へと代々受け継がせることを目的とする財団形態の法人（家族世襲財団）の設立が可能となり、現行の相続法秩序と抵触するおそれが生じるのではないか（→遺留分減殺請求による対処では不十分か。）。
- ② 公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用が阻害されるおそれが生じるのではないか（→財団の存続期間を法律で制限することの要否を検討すべきか。それとも、設立後一定期間経過後には、寄附行為の変更を認めることによって対処すべきか。）。
- ③ 債権者（一般債権者、租税債権者等）を害する目的等で財団が設立されるなど、法人格の不正利用のおそれが生じやすくなるのではないか（→民事執行法や租税法等による手当のほか、基本財産制度の導入やしっかりとしたガバナンスの確立、情報公開に関する規律の充実によって対処することができるのではないか。）。

※2 B案については、次の指摘がある。

- ① 「もっぱら私益を図る目的」であるか否かを区別する基準の定立が難しいのではないか。
- ② 仮に、基準を定めたとしても、準則主義の下で、実効的な制限をすることは困難ではないか（→「もっぱら私益を図る目的」を寄附行為に掲げることができないという意味があるのではないか。）。

4 事業の制限の要否

財団形態の法人の行い得る事業については、非営利社団法人（仮称）の場合と

同様、格別の制限をしないこととしてよい。

※1 財団形態の法人は、公益的事業、収益事業といった区別なく、あらゆる事業を行うことができることとしてよい。

※2 これに対し、財団形態の法人の行い得る事業について、例えば、「収益事業を主たる目的としてはならない」といった限定を設けることを検討すべきか。仮に、行い得る事業について何らかの制限を設けたとしても、準則主義の下で、実効的な制限をすることが可能か。

5 信託制度との関係

財団形態の法人制度と信託制度との関係については、多様な選択肢を提供するものとして、並立し得るものととらえてよい。

※ ところで、準則主義により財団形態の法人の設立が広く認められると、信託宣言が認められていないことと抵触するのではないかという指摘について、どのように考えるか（→信託宣言は、我が国においては、①自己の財産を目的財産とすることによって債権者を害するおそれがあること、②法律関係が不明確になること、③義務履行が不完全になりやすいことから、一般には認められていない（四宮「信託法（新版）」84頁参照）。しかし、法人制度においては、(a)法人の一定の事項については設立時に登記により公示されることから、法人の法律関係が第三者により明確になること、(b)ガバナンス等に関する規律の強化により、法人が出捐者の執行免脱等に利用されることがより阻止できることから、例えば、出捐者と執行者（理事）が一致するような財団形態の法人が設立されたとしても、上記①～③のような弊害には対処できると考えられるのではないか。）。

第2 財団形態の法人

1 設立

寄附行為の作成、寄附行為記載事項、寄附行為の認証、設立時の役員の選任、設立の登記等について、所要の規定を置くこととしてよい。

※1 例えば、次のような規定を置くこととしてはどうか。

- ① 財団形態の法人を設立しようとする者は、寄附行為を作成し、これに所定の事項を記載して署名しなければならない。
- ② 寄附行為は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

- ③ 設立時の役員は、寄附行為で定めなければならない。
- ④ 財団形態の法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- ※2 設立時における基本財産の拠出に関する規律のあり方については、なお検討する。
- ※3 遺言によって財団形態の法人を設立する場合の規律のあり方については、なお検討する。

2 基本財産制度

(1) 基本財産に関する規律の要否

法人格の基礎となる財産（以下「基本財産」という。）に関する規律について、所要の規定を置くものとする。

- ※ 財団形態の法人にあっては、法人格付与の対象として、一定の目的のために提供された財産の存在が不可欠である。

(2) 基本財産の規模

財団形態の法人の設立時に一定の規模以上の基本財産の保有を義務づけることとしてよい。

- ※1 最低基本財産額とする金額については、最低資本金制度に関する会社法の見直しを踏まえ、なお検討する。
- ※2 設立後の最低基本財産維持義務の要否及び設立後に基本財産の額が最低基本財産額を下回った場合の規律の要否については、いわゆる基本財産取り崩し給付型の必要性も踏まえ、なお検討する。

(3) 基本財産となし得る財産の種類

基本財産となし得る財産の種類については、制限しないものとしてよい。

(4) 基本財産とするための手続

基本財産とするための手続のあり方について、どのように考えるか。

- ※ 法定する場合、規律の内容が問題となる。また、手続を法定するのではなく、寄附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではない。

(5) 基本財産の処分の制限

基本財産の処分の制限の要否、制限を設ける場合の規律のあり方について、どのように考えるか。

※ 法定する場合、制限を設ける理由、制限の方法、制限に違反した処分の効果等が問題となる。また、制限を法定するのではなく、寄附行為の必要的記載事項とすることも考えられるのではないか。

3 管理 (ガバナンス)

(1) 評議員会

① 必置の要否

評議員会を必置機関とすることとしてよいか。

※ 財団形態の法人にあっては、設立者の意思を補完する機関及び理事者を監督する機関として、評議員会を必置とすることが相当と考えられるのではないか。

② 権限

評議員会の位置付け及び権限について、どのように考えるか。

A案 評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について決議を行う機関（議決機関）とする。

※ A案とする場合に、どのような事項を評議員会の議決を要するものとすべきか。例えば、以下の事項が考えられるのではないか。

(ア) 理事、監事の選任、解任

(イ) 計算書類の承認

(ウ) 寄附行為の変更

(エ) 上記のほか、法人の合併、解散、継続など重要事項の決定

B案 評議員会は、法律又は寄附行為で定める事項について理事から諮問を受け、答申を行う機関（諮問機関）とする。

③ 選任

評議員の選任に関する規律について、次のいずれの考え方によるべきか。

A案 理事の過半数の合意に加え、評議員会の決議を要する。

B案 評議員会の決議によるものとする。

※ 理事の過半数の合意によったした場合（指導監督基準4・(4)②）、評議員会は理事の行動をチェックするという機能を果たし得ないのではないか。

④ 定数、任期、欠格事由、解任、法人との関係等に関する規律について、所要の規定を置くこととする。

⑤ その他

以上のほか、評議員会に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

(2) 理事

理事の定数、任期、選解任その他の規律に関する所要の規定を置くこととしてよい。

※1 理事の人数は3人以上とし、理事会を構成することを検討すべきではないか。

※2 ※1のほかに理事に関し、非営利社団法人（仮称）制度とは異なる規律とすべきものがあるか。

(3) 監事

① 必置の要否

監事を必置機関とすることとしてよい。

※ 適正なガバナンスの確保の観点から、監事を法定の必置機関とすることを検討すべきではないか。

② 監事の定数、任期、選解任等

監事の定数、任期、選解任等に関する規律について、所要の規定を置くこととしてよい。

4 寄附行為の変更

例えば、次のような考え方は、どうか。

A案 寄附行為の変更に関する規律を法定する。

※ 例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

- (1) 寄附行為は、評議員会の特別多数（例えば、総評議員の3分の2以上の同意）により、変更することができるものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、寄附行為中の目的に関する規定を変更する場合には、裁判所の許可を得なければ、その効力を生じないものとする。

B案 寄附行為の変更に関する規定を寄附行為の必要的記載事項とする。

※ 例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

- (1) 寄附行為の変更に関する規定を寄附行為の必要的記載事項とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、寄附行為中の目的に関する規定を変更する場合には、裁判所の許可を得なければ、その効力を生じないものとする。
- (3) (1)の定めが相当でない場合、裁判所は、理事又は評議員の請求により、(1)の定めを変更することができるものとする。

5 計算等

(1) 会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認

会計帳簿並びに計算書類の作成及び承認について、どう考えるか。

※ 計算書類の承認手続については、計算書類を作成した理事や理事会ではなく、第三者機関である評議員会が承認することとすべきではないか。

(2) 計算書類の開示

計算書類の開示のあり方について、どう考えるか。

※1 財団を構成する財産については、一般的な開示義務を認める方向で検討すべきではないか。

※2 ※1以外の計算書類の開示のあり方については、非営利社団法人（仮称）における開示に関する規律のあり方の検討を踏まえ、なお検討する。

6 解散

(1) 解散事由

財団形態の法人は、①寄附行為に定めた事由の発生、②法人の目的である

事業の成功又はその成功の不能、③破産、④解散を命ずる裁判によって解散することとしてはどうか。

※ 上記のほか、①(法人に存続期間を設けることとする場合)当該存続期間の経過、②(任意解散を認める場合)評議員会の決議等が解散事由となる。

(2) その他

以上のほかに解散に関し、非営利社団法人(仮称)制度とは異なる規律とすべきものがあるか。

7 合併

財団形態の法人の合併について、所要の規定を置くこととしてよい。

8 清算

(1) 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとしてよい。

※1 寄附行為において残余財産の帰属権利者を指定せず、又は指定する方法を定めていない場合に、残余財産の帰属を定める手続(例えば、評議員会の決議など)をどのように法律に規定すべきか。

※2 寄附行為の定めにより、残余財産を設立者に帰属させることは妨げないとする方向で検討することとしてよい。

(2) その他

以上のほか、清算に関し、非営利社団法人(仮称)制度とは異なる規律をすべきものがあるか。

9 その他

以上のほか、財団形態の法人の規律として、非営利社団法人(仮称)とは別に検討すべき事項の有無について、引き続き検討する。